

計画策定等への市民意見公募手続における意見の把握漏れについて（調査報告）

1 調査の概要

(1) 調査目的

計画策定等における市民意見公募手続のうち、市ホームページのパブリックコメント機能で提出された意見について、これまで実施したものに把握漏れがないかどうかを確認することを目的に、調査を行いました。

(2) 調査に至った経緯

令和5年3月31日に、「小平市文化スポーツ推進計画」に対して市民意見公募手続により意見を提出したが、どう反映されているのかとの問合せが文化スポーツ課にあり、把握漏れが生じていることが判明しました。また、同課が同時期に策定した「国史跡鈴木遺跡保存活用計画」についても確認したところ、同様に把握漏れがあったことがわかりました。

この状況を受け、他の市民意見公募手続においても意見の把握漏れがないかどうか、過去に遡って調査することとしました。

(3) 調査期間

令和5年4月14日から5月19日まで

(4) 調査主体

企画政策部政策課、秘書広報課、行政経営課

(5) 調査方法

公表されている市民意見公募手続の結果と、市ホームページを作成するコンテンツマネジメントシステム（以下「CMS」という。）に保存されているデータとの突合を行い、公表結果とデータに不一致があったものについて、各課にヒアリングを行いました。

(6) 調査対象

市ホームページにパブリックコメント機能が追加された平成21年度以降、この機能により提出された意見のすべてを対象として調査を行いました。

調査の過程で、平成21年度から平成29年度までにこの機能により提出された意見については、平成30年度のホームページリニューアルの際にデータを引き継がなかったことから、同期間において把握漏れがあったかどうかの確認はできませんでした。

年度	実施件数（件）			人数（人）・意見件数（件）		
	計画・方針	条例	その他	計画・方針	条例	その他
平成30年度	1	0	0	4(12)	0	0
令和元年度	4	0	0	78(202)	0	0
令和2年度	8	1	1	153(364)	3(4)	3(7)
令和3年度	7	1	0	72(186)	16(17)	0
令和4年度	5	1	0	26(70)	0	0
計	25	3	1	333(834)	19(21)	3(7)
合計	29			355(862)		

平成30年度以降の市民意見公募手続の実施件数は29件で、把握漏れも含めて提出された方の人数は355人、意見の件数は862件となります。

2 調査結果の概要

	名称	公募期間	計画期間	把握漏れ人数 ・件数
計画	①小平市文化スポーツ推進計画	令和4年11月21日～ 12月20日	令和5年度～ 令和14年度	7人(7件)
	②国史跡鈴木遺跡保存活用計画	令和4年8月26日～ 9月25日	令和5年度～ 令和14年度	5人(5件)
	③第4次小平市子ども読書活動推進計画	令和元年11月22日～ 12月23日	令和2年度～ 令和6年度	1人(1件)
条例	④(仮称)小平市環境美化の推進に関する条例 ※	令和3年11月22日～ 12月21日	—	8人(8件)
	⑤小平市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例	令和2年5月25日～ 6月24日	—	1人(2件)

※その後、「小平市まちの環境美化条例」として施行
それぞれの詳細については、後述の7に記載しています。

3 市民意見公募手続の実施根拠

(1) 小平市自治基本条例(抄)

<p>(参加の機会の保障)</p> <p>第10条 執行機関は、次に掲げる事項を行う場合は、参加をする機会を保障するものとする。</p> <p>(1) 長期総合計画又は個別分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定又は変更</p> <p>(2) 義務を課し、又は権利を制限する内容を有する条例の制定又は改廃に係る案の作成</p> <p>(3) 市民生活に重大な影響を及ぼす施策又は制度の導入又は改廃</p> <p>(4) 重要な市の施設の設置又は廃止</p> <p>(5) 前各号に準ずる事項であって別に定めるもの</p> <p>2 前項各号に掲げる事項のうち、内容が軽微なもの、緊急を要するもの、法令に基づく事項で市の裁量の余地がないもの、租税に関するもの等については、同項の規定は、適用しない。</p> <p>3 執行機関は、第1項各号に掲げる事項について、審議会等の委員の公募、公聴会の開催、意見の公募、提案の受付その他の適当な方法により、参加をする機会を保障するものとする。</p> <p>4 執行機関は、意見の公募又は提案の受付により聴取した意見等について、十分に考慮し、誠実に処理するものとする。</p>

(2) 小平市市民参加の推進に関する指針（抄）

第3 市民参加の方法

自治基本条例第10条の規定に基づき、審議会等の委員の公募、公聴会の開催、意見の公募及び提案の受付など、別表2に掲げる市民参加の手法等を参考とする適当な方法により、参加の機会を保障するものとする。

市民意見公募手続（パブリックコメント）をする場合には、小平市市民意見公募手続要綱に基づき必要な措置を講ずるものとする。

(1) 政策形成過程への参加の基本類型

ア 長期総合計画又は個別分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定又は変更にあたっては、市民公募委員を含む審議会等が計画検討組織となるとともに、素案について市民意見公募手続での意見聴取を経て、計画案を作成していくパターンを基本としていく。また、計画の性格等に応じて、別表2に掲げる市民参加の手法等を活用するものとする。

イ 義務を課し、又は権利を制限する内容を有する条例の制定又は改廃に係る案の作成にあたっては、市民意見公募手続などでの意見聴取を経て、案を策定していくパターンを基本としていくものとする。

ウ 市民生活に重大な影響を及ぼす施策又は制度の導入又は改廃にあたっては、市民意見公募手続での意見聴取を経て、決定していくパターンを基本としていく。また、施策や制度の性格等に応じて、別表2に掲げる市民参加の手法等を活用するものとする。

エ 重要な市の施設の設置又は廃止にあたっては、市民意見公募手続での意見聴取を経て、決定していくパターンを基本としていく。また、施設の性格等に応じて、別表2に掲げる市民参加の手法等を活用するものとする。

(3) 小平市市民意見公募手続要綱（抄）

(定義)

第2条 この要綱において「市民意見公募手続」とは、市が次条第1項各号に掲げる事項を行う過程において、当該事項に係る施策等（以下「施策等」という。）の案の趣旨、内容その他必要な事項を広く公表し、当該案について提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見の概要及びこれに対する市の考え方等を公表する一連の手続をいう。

(対象となる事項)

第3条 市民意見公募手続の対象となる事項は、次に掲げるものとする。

(1) 小平市自治基本条例（平成21年条例第27号。以下「基本条例」という。）第10条第1項第1号から第4号までに掲げるもの

(2) 前号に準ずる事項であって市長が必要と認めるもの

4 把握漏れの公募意見（一覧）

別添資料1のとおり、把握漏れのあった計画・条例ごとに、把握漏れの意見を示すとともに、市の考え方・対応を記載しました。

5 発生原因の分析

(1) 市ホームページにおける作業の概略

市ホームページのパブリックコメント機能を活用して意見を受け付ける場合には、「小平市CMS作成者マニュアル」（別添資料2）を確認しながら、CMSでパブリックコメント募集受付ページを作成し、そのページに「パブリックコメント受付フォーム」を設定します。この「パブリックコメント受付フォーム」に意見が入力されると、CSVデータ（様々なソフトウェアで利用できる互換性のあるデータ形式）として保存されます。

職員は市民意見公募手続の受付期間中及び受付期間終了後、速やかにCMSにログインし、CSVデータをダウンロードした上で、意見に対する市の考え方を付して、市民意見公募手続の実施結果として公表することとしています。

(2) 事案が発生した業務の性質

把握漏れが判明した計画のうち、「小平市文化スポーツ推進計画」は、従来の「小平市の文化振興の基本方針」及び「小平市のスポーツ振興の基本方針」を統合し、計画として初めて策定したもので、計画期間は10年間です。「国史跡鈴木遺跡保存活用計画」は、史跡指定された鈴木遺跡を適切に保存し、確実に後世に継承するとともにその活用を図るために初めて策定した計画です。「第4次小平市子ども読書活動推進計画」は、計画期間を5年間と定めており、これまでも5年ごとに策定を行っています。

また、条例のうち、「小平市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」は、建築基準行政事務が東京都から移管されることに伴い、市として初めて制定したものです。「小平市まちの環境美化条例」（市民意見公募手続時は、（仮称）小平市環境美化の推進に関する条例として実施）は、住みやすいまちの実現と快適な生活環境の確保のため、初めて制定したものです。

これらの計画策定又は条例制定の過程における市民意見公募手続の事務は、複数の職員が定型的、経常的に行うものではなく、臨時的な性質の業務です。職員は、人事異動等により流動するため、このような業務については、担当となった職員が初めて取り扱うという場合も少なくない状況があります。

また、事案が発生した事務作業そのものは、組織の縦系列で判断を要するような決定や上司の決裁を要するものではなく、(1)に示したように、極めて事務的、技術的な部分において行われているものです。

(3) 直接的な原因

事案が発生した原因は、いずれの事案においても、第一義的には、市ホームページを作成するための「小平市CMS作成者マニュアル」が庁内グループウェアにおいて周知され、寄せられたコメントをダウンロードする手続が明記されているにもかかわらず、その操作が十分に認識されなかったことによるものです。

調査では、いずれの案件においても、市ホームページ作成のためのマニュアルがあること

は承知していたことがわかりました。しかし、その操作は、他の課が実施したパブリックコメントのページを参照すれば、マニュアルがなくてもある程度作成が可能であることから、寄せられた意見をCMSからダウンロードする操作が必要であるという認識が欠け、マニュアルに基づいた操作が抜け落ちたものです。

極めて慎重に注意を払って進めるべき分野の事務であるにもかかわらず、経験や勘に基づいて操作していたことも、ミスを招く原因となりました。

(4) 仕組み上の要因

調査では、いずれの事案においても、市ホームページに意見提出があった際には都度、その旨が課宛てのメールにより自動通知されるものと誤認していた、という趣旨の報告がありました。これは、各課が作成したページの「メールでのお問合せ」フォームから意見等があった場合には、その旨を各課宛てメールにより自動的に通知される機能があることから、市民意見公募手続においてもメール通知が標準と誤認し、メール通知がないために、寄せられた意見はないと思い込んだものです。

行政が規範性、安定性、継続性、公正性を確保した運営を行うためには、法令、例規、事務執行規程、その他マニュアル等に基づいて事務を執行する必要があり、当然にこれらを承知し、従うことが求められています。一方、今回の調査により、複数の計画策定及び条例制定の過程において、同種の事案が発生したことがわかり、単発的な職員の見落とし、失念、不作為がたまたま重なったと見るのではなく、背景には仕組みとしての不具合があったものと捉えています。

具体的には、一つとして、「小平市CMS作成者マニュアル」は、ホームページ事業者により平成30年6月に作成され運用されているものですが、パブリックコメント機能に関して、その分かりやすさ、注意喚起、周知徹底の観点では、工夫の余地があったものと考えられます。

また、二つとして、庁内グループウェアの政策課のキャビネットには、市民意見公募手続のフォルダーがあり、「小平市市民意見公募手続要綱」等が格納されていますが、「小平市CMS作成者マニュアル」は、秘書広報課のキャビネットに格納されています。市ホームページにおけるパブリックコメント機能の操作についても、政策課のキャビネットにおいて、一元的に何らかの周知又は注意喚起が行われていれば、各課においてパブリックコメント機能を使用しようとする場合、気付くことができ、今回のような事案を未然に防ぐことができたものと考えられます。

(5) 未然防止体制の不足

さらに、事案に共通して言えることは、ミスを発見するフェールセーフ（安全装置）の機能又はチェック体制が不足していたことです。

一つとして、前述した業務の性質上、寄せられた意見は当然に把握されているものと信じ、課の組織として上司が担当者に対して、個別具体的に確認・指示したという事実はなかったことが報告されました（図書館）。また、課内で気にはなっていたが、(4)に示したようにメール通知が来ないため、思い込みにより、意見が来ていることに誰も気付かなかったことが、調査によりわかりました（文化スポーツ課、環境政策課、建築指導課）。

二つとして、様々な方法により意見の提出が可能であるところ、市民意見公募手続が終了

した際に、そのすべての方法による意見を確認することを庁内でチェックする仕組みが欠けていたということが挙げられます。

三つとして、人為的なミスカバーするシステム的な対応、例えば、「メールでのお問合せ」と同様に、各課宛てのメールによる自動的な通知機能などが装備されていなかったということです。

なお、市ホームページの事業者が提供するCMSでは、各課宛てのメールによる通知機能はもともと備えられていたものではなく、随時、各ページに寄せられる「メールでのお問合せ」に効率的に対応できるよう、仕様により追加したもので、期間が定められている市民意見公募手続については、装備していなかったものです。

6 対応措置の基本的な考え方

小平市自治基本条例においては、参加の機会の保障を規定していますが、その具体的な手法である市民意見公募手続を十全に行えていなかったことにつきましては、大変重く受け止め、今後、鋭意、再発防止に努めます。

事象としては、事務手順の抜け落ちに起因したのですが、自治基本条例の趣旨に反し、そのミスがもたらした結果は重大です。このため、以下の対応を進め、再発防止の取組を徹底していきます。

(1) 意見提出者への説明等

把握漏れのあった意見を寄せていただいた市民に対して、個別にお詫びと説明を行います（一部実施済み）。また、本報告書を市ホームページで公表し、事実を明らかにします。

(2) 把握漏れとなった各意見に対する市の考え方の整理

把握漏れのあった意見については、1件ごとに改めて確認、検討し、市の考え方及び対応を整理します（別添資料1のとおり実施済み）。

(3) 事後的対応

計画策定又は条例制定に際して、当時その検討を行った附属機関もしくは類似機関等の会議がある場合は、当該会議の委員長及び委員に本事案を報告するとともに、(2)において整理した内容について説明し、ご意見を伺います。

(4) 策定された計画又は制定された条例への影響の検討

意見の把握漏れが生じた計画及び条例については、いずれも市民意見公募手続そのものは行っているものの、その策定又は制定過程において、部分的に瑕疵がありました。一方で、各計画はこれに基づき施策・事業が展開されており、また、各条例は現に有効に運用されています。

把握漏れのあった意見については、(2)のとおり1件ごとに確認し検討した結果、計画については、その記載内容を変更する事由には及ばないものと捉え、対応としては「参考意見」に区分しました。また、条例についても、直接条文に影響をもたらす事由には及ばないものと捉え、対応としては「反映済み」、「反映しない」、「参考意見」に区分しました。今後、(3)に示した対応を踏み、庁内で正式な意思決定を行い、変更することがなければ、計画の推進及び条例に関する事務執行に当たって、今後の事務執行の参考とさせていただきます。

(5) 再発防止対策

前記5の発生原因を踏まえ、後述8のとおり、再発防止対策を進めます。

また、「小平市リスク管理ガイドライン」に基づき「事案発生報告書」を作成し、全庁的な業務管理に関するルールや、各課に配備している「リスクに関する調書」に反映させるなど、再発防止、事務の点検、改善を図っていきます。

(6) 関係職員への措置

事案に関係した所管課は事故報告を作成し、これをもとに関係職員に対する適切な措置を講じます。

7 個別の計画等の策定等経緯及び対応措置

(1) 小平市文化スポーツ推進計画

①計画策定の経緯

「小平市の文化振興の基本方針（改定版）」及び「第二次小平市のスポーツ振興の基本方針」がともに終期を迎えることから、両分野の共通理念を掲げた一体的な計画を策定しました。

②策定までの日程

令和4年 6月29日	第1回検討委員会
令和4年 7月	市民向けアンケート調査
令和4年 8月16日	第2回検討委員会
令和4年 9～11月	小平市の文化芸術・スポーツに関する団体へのヒアリング調査
令和4年10月	小・中学生向けアンケート調査
令和4年10月24日	第3回検討委員会
令和4年11月21日	市民意見公募手続の実施（締切：12月20日）
令和5年 2月22日	第4回検討委員会
令和5年 3月	計画策定

③市民意見公募手続の実施概要

期間		令和4年11月21日から12月20日	
意見応募者数		当時	把握漏れ分
提出の方法	持参	1人	—
	送付	1人	—
	ファックス	0人	—
	メール	1人	—
	市ホームページ	0人	7人
計		3人	7人

意見等に対する対応状況

	当時	把握漏れ分
反映済み	0件	0件
反映する	0件	0件
反映しない	0件	0件
参考意見	3件	7件
計	3件	7件

④市民意見公募手続以外の市民参加等（情報提供の手法も含む）

<小平市の文化芸術・スポーツに関わる団体へのヒアリング調査>

調査対象	文化芸術5団体、スポーツ5団体
調査方法	対面又はオンラインによるヒアリング調査
内容	市の文化芸術・スポーツ推進について、他の団体等との連携について、市の文化芸術・スポーツを推進するにあたっての要望や施策に対するご意見など
調査期間	令和4年9月～11月

⑤発生後の対応措置及び今後実施予定の対応措置

把握漏れのあった各意見については、文化スポーツ課で精査・検討を行い、小平市文化スポーツ推進計画検討委員会委員長と調整し、各意見の記述内容は、今後の計画を推進していく上での要望等であったため、いずれも「参考意見」に区分しました。

また、検討委員へ報告を行うとともに、把握が漏れてしまった市民の方へお詫びの文書を送付しました。

(2) 国史跡鈴木遺跡保存活用計画

①計画策定の経緯

国史跡に指定された鈴木遺跡の今後の保存・管理・整備・活用に関する基本的な考え方を示し、遺跡を管理・運用する上での指針として策定しました。

②策定までの日程

令和3年10月27日	第1回検討委員会
令和4年 2月 9日	第2回検討委員会
令和4年 5月18日	第3回検討委員会
令和4年 6月11日	地域懇談会開催
令和4年 7月20日	第4回検討委員会
令和4年 8月26日	市民意見公募手続の実施（締切：9月25日）
令和4年11月16日	第5回検討委員会
令和5年 3月	計画策定

③市民意見公募手続の実施概要

期間		令和4年8月26日から9月25日	
意見応募者数		当時	把握漏れ分
提出の方法	持参	0人	—
	送付	0人	—
	ファックス	2人	—
	メール	1人	—
	市ホームページ	0人	5人
計		3人	5人

意見等に対する対応状況

	当時	把握漏れ分
反映済み	3件	0件
反映する	0件	0件
反映しない	0件	0件
参考意見	31件	5件
その他	1件	0件
計	35件	5件

④市民意見公募手続以外の市民参加等（情報提供の手法も含む）

<地域懇談会>

日時	開催場所	参加人数	内容
令和4年6月11日	小平市鈴木地域センター	13人	鈴木遺跡と保存活用計画の概要説明、質疑応答、意見交換

⑤発生後の対応措置及び今後実施予定の対応措置

把握漏れのあった各意見については、文化スポーツ課で精査・検討を行い、小平市文化スポーツ推進計画検討委員会委員長と調整し、各意見の記述内容は、今後の計画を推進していく上での要望等であったため、いずれも「参考意見」に区分しました。

また、検討委員へ報告を行うとともに、把握が漏れてしまった市民の方へお詫びの文書を送付しました。

(3) 第4次小平市子ども読書活動推進計画

①計画策定の経緯

0歳から18歳までの子どもの読書環境の整備や、家庭、学校、地域、図書館等が連携しながら、読書活動の推進に努めるために必要な施策を示すため計画を策定しました。

②策定までの日程

平成31年 1月	各学校等でのアンケートの実施
令和元年 7月11日	図書館協議会でアンケートの集計結果の報告
令和元年 9月26日	図書館協議会で計画の骨子の検討

令和元年 11月 14日	図書館協議会で計画素案の報告
令和元年 11月 21日	教育委員会定例会で計画素案の報告
令和元年 11月 22日	市民意見公募手続の実施（締切：12月23日）
令和元年 12月 17日	社会教育委員の会議で計画素案の報告
令和2年 1月 23日	図書館協議会で市民意見公募手続の報告
令和2年 3月 12日	図書館協議会で計画案の報告
令和2年 3月	計画策定

③市民意見公募手続の実施概要

期間		令和元年 11月 22日から 12月 23日	
意見応募者数		当時	把握漏れ分
提出の方法	持参	1人	—
	送付	1人	—
	ファックス	0人	—
	メール	0人	—
	市ホームページ	0人	1人
計		2人	1人

意見等に対する対応状況

	当時	把握漏れ分
反映済み	0件	0件
反映する	4件	0件
反映しない	2件	0件
参考意見	2件	1件
その他	4件	0件
計	12件	1件

④市民意見公募手続以外の市民参加等（情報提供の手法も含む）

なし

⑤発生後の対応措置及び今後実施予定の対応措置

把握漏れとなった意見等については、図書館で精査・検討を行い、改めて「市の考え方」を整理し、「対応」については、「参考意見」に区分しました。

把握漏れがあったことにより、計画の記述内容に影響があったかどうかについて、図書館において改めて検討したところ、意見等は、計画策定時の状況では対応することが難しく、研究を必要とする内容の要望でした。

今後、意見等の提出者に対して、個別に説明、お詫びをするとともに、策定過程で報告をした教育委員会、社会教育委員の会議、図書館協議会で説明し、ご意見を伺います。

（４）小平市まちの環境美化条例

①条例制定の経緯

環境美化に対する市民の関心を高め、環境美化の意識及びマナーのさらなる向上を図る

ことへの実効性を高めるために、市民、事業者、市がそれぞれに果たすべき責任や基本事項を定めた条例を策定し、取組の土台となる共通認識として位置付け、地域が一体となって環境美化の推進に取り組むことで、住みやすいまちの実現と快適な生活環境の確保を図るため条例を制定しました。

②制定までの日程

令和3年11月22日 市民意見公募手続の実施（締切：12月21日）
 令和4年 2月28日 議案提出及び市民意見公募手続の実施結果公表
 令和4年 3月29日 議決
 令和4年 6月 1日 条例施行

③市民意見公募手続の実施概要

期間		令和3年11月22日から12月21日	
意見応募者数		当時	把握漏れ分
提出の方法	持参	7人	—
	送付	1人	—
	ファックス	0人	—
	メール	0人	—
	市ホームページ	0人	8人
計		8人	8人

意見等に対する対応状況

	当時	把握漏れ分
反映済み	2件	0件
反映する	0件	0件
反映しない	1件	2件
参考意見	6件	6件
その他	0件	0件
計	9件	8件

④市民意見公募手続以外の市民参加等（情報提供の手法も含む）

日時	開催場所	参加人数
令和3年8月3日・ 8月19日	喫煙マナーアップキャンペーン参加者へのアンケート調査	計22人
令和3年9月24日	環境審議会での意見聴取	11人
令和3年10月18日	環境審議会委員に対するオンラインでの意見聴取・アンケート調査	12人
令和3年11月22日 ～令和4年4月4日	市ホームページに条例制定を検討している旨の記事及び説明動画の掲載	338件 (アクセス数)
令和3年11月10日	喫煙マナーアップキャンペーン参加者へのアンケート調査	23人
令和3年11月15日	自治会・事業者・商店会へ条例制定を検討していることについてのお知らせの送付	427件 (送付数)

⑤発生後の対応措置及び今後実施予定の対応措置

把握漏れのあったご意見については、環境政策課で精査・検討を行い、「市の考え方」を整理した結果、「対応」については、「参考意見」6件、「反映しない」2件に区分しました。

把握漏れがあったことにより、条例の条文の記述に影響があったかについて、環境政策課において改めて検討したところ、参考意見としたものは、市に対する要望、運用に関するものであり、反映しないとされたものは、条例の対象としていない事柄への意見でした。

今後、ご意見の提出者に対して、個別に説明、お詫びの連絡を行うとともに、制定過程で開催し意見を求めた環境審議会委員に、「市の考え方」及び「対応」を説明し、ご意見を伺います。

(5) 小平市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例

①条例制定の経緯

小平市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例については、これまで東京都が建築基準行政事務を担っており、小平市内においても「東京都中高層建築物に係る紛争の予防と調整に関する条例」が適用されていましたが、令和3年4月に小平市が東京都から事務移管を受けるに当たり、都条例が適用除外となることから制定しました。

②制定までの日程

令和2年 5月25日 市民意見公募手続の実施（締切：6月24日）
 令和2年 9月 8日 議案提出及び市民意見公募手続の実施結果公表
 令和2年 9月30日 議決
 令和3年 4月 1日 条例施行、建築基準行政事務の開始

③市民意見公募手続の実施概要

期間		令和2年5月25日から6月24日	
意見応募者数		当時	把握漏れ分
提出の方法	持参	1人	—
	送付	0人	—
	ファックス	1人	—
	メール	0人	—
	市ホームページ	0人	1人
計		2人	1人

意見等に対する対応状況

	当時	把握漏れ分
反映済み	0件	1件
反映する	0件	0件
反映しない	0件	1件
参考意見	2件	0件
その他	0件	0件
計	2件	2件

- ④市民意見公募手続以外の市民参加等（情報提供の手法も含む）

なし

- ⑤発生後の対応措置及び今後実施予定の対応措置

把握漏れのあった各意見等については、建築指導課で精査・検討を行い、改めて「市の考え方」を整理し、「対応」については、条例の条文に影響があったかどうかを検討したところ、寄せられた意見等は、すでに条例に反映されているもの、及び反映しないものとして、「反映済み」1件、「反映しない」1件に区分しました。

今後、意見等の提出者に対して、個別に説明、お詫びの連絡を行います。

8 調査結果を踏まえた再発防止対策

- (1) 既に行った再発防止対策

- ①4月13日付で政策課と秘書広報課の連名で庁内各課宛に事務連絡文書（別添資料3）を發出し、市ホームページでパブリックコメント機能を運用する際には必ずマニュアルを参照し、意見の把握漏れがないか確認を徹底するよう周知しました。

- (2) 今後行う予定の再発防止対策

- ①市ホームページのパブリックコメント機能により意見提出があった場合に、担当課にメールによる自動通知がされるよう機能を追加します。
- ②ホームページ操作者研修の機会を活用し、パブリックコメント機能に関して注意喚起を行います。
- ③「小平市CMS作成者マニュアル」のパブリックコメントに関する箇所について、入力方法や作業が必要な時期など、よりわかりやすくなるよう内容を修正します。
- ④庁内グループウェア内で、市民意見公募手続について格納されている政策課のキャビネットに、市ホームページのパブリックコメント機能の運用に関する注意喚起を掲出します。
- ⑤市民意見公募手続の実施の際に活用できるチェックリストを作成して活用します。
- ⑥市民参加や市民意見公募手続の重要性の理解促進のため、職員研修等を充実します。

- (3) 事案が発生した所管において特に実施する再発防止対策

- ①市民意見公募手続等の業務開始前には、マニュアルや関連規定を確認して作業に入ることを徹底します。
- ②担当者だけに任せるのではなく、管理職員を含めた複数の職員で事務を進め、進捗状況を確認します。
- ③ホームページ操作者研修等には業務経験者も含めてできるだけ参加させるようにし、慣れによる作業でミスが発生しないようにします。